

社長のための勉強

平成 29 年 3 月 1 日

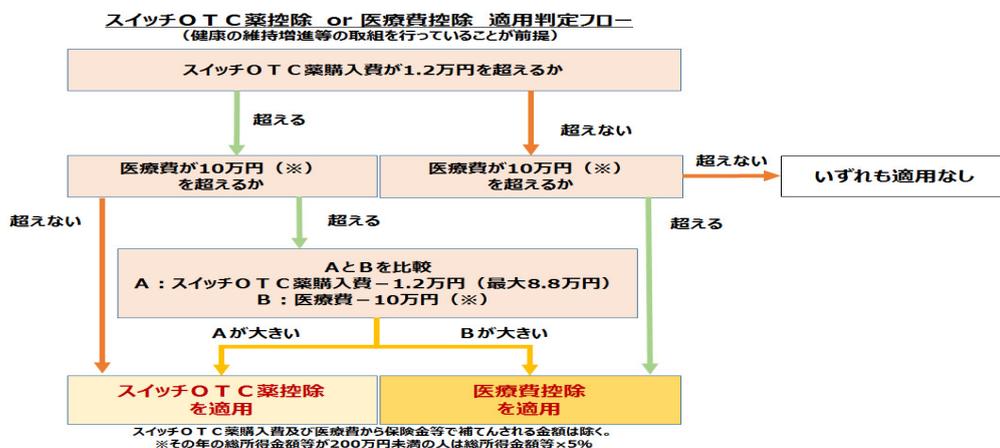
〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

今年から医療費控除が変わります

今年から医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が導入されています。特定一般用医薬品等（OTC 医薬品）を購入した場合、その年中に購入額が1万2千円を超えると、その超える部分の金額について8万8千円を限度に医療費控除ができます。なお、従来の医療費控除との選択適用となります。



セルフメディケーション税制の対象商品については、レシートの商品名の前に「★」マークが付きます。また、対象商品の合計額も分けて記載されます。

ドラッグストア		
2017年1月4日		14時50分
領収証		
チョコレート	1点	¥108
★ アレグラFX	1点	¥1,728
トイレットペーパー	1点	¥324
小計	3点	¥2,160
合計		¥2,160
(内、消費税等	¥160)
現金		¥3,000
お釣		¥840
上記正に領収いたしました		
★印はセルフメディケーション税制対象商品		

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください